○朝日町商業等魅力アップ事業補助金交付要綱

平成２８年４月１日

朝日町告示第３０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、朝日町補助金等交付規則（昭和５１年朝日町規則第３号。以

　下「規則」という。）第２１条の規定に基づき、朝日町商業等魅力アップ事業補助

　金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

(１)　起業　これから新たに事業を始めようとする個人または法人等をいう。

(２)　中心市街地等　朝日都市計画用途地域図における商業地域及び近隣商業地

域をいう。

(３)　店舗　事業の用に供するために必要な建物及びその付属施設をいう。

（補助金の交付）

第３条　町長は、町内商店の魅力及び集客力の向上を図るために行う次に掲げる

　事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付す

　るものとする。ただし、補助金の交付は精算払いとする。

(１)　朝日町起業応援事業

(２)　朝日町店舗等魅力アップ事業

（交付の対象者）

第４条　補助金の交付の対象者は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 対象者 |
| 朝日町起業応援事業 | 次の各号のいずれにも該当するものとする。  (１)　店舗を新築又は町内にある既存の住宅を店舗に改装若しくは空き店舗等を改装し、次に掲げる店舗又は施設として１年以内に出店する予定で、２年以上継続すること。  ア　卸売業、小売業及びサービス業（性風俗関連特殊  　営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する  　法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規  　定する）に該当する事業は除く。）の事業の用に供す  　る店舗  イ　芸術文化ギャラリー、レクリエーションルームその他の施設で集客効果が高いと認められるもの  ウ　その他町長が必要と認める事業を行う施設  (２)　市町村税等に滞納がないこと。  (３)　出店する区域内の商店会及び朝日町商工会に加入し、商店街等の事業に積極的に参加すること。  (４)　その他町長が適当であると認める者 |
| 朝日町店舗等魅力アップ事業 | 次の各号のいずれにも該当する者とする。  (１)　卸売業、小売業及びサービス業並びに中心市街地等の店舗等により営業を行う者。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではない。  (２)　市町村税等に滞納がない者  (３)　過去に当該補助金の交付を受けたことのない者 |

（交付の対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象経費等、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 対象経費等 | 補助率 | 限度額 |
| 朝日町起業応援事業 | (１)　起業に係る事業を行うために必要な店舗の取得、建築工事、改装工事（内装工事、外装工事、給排水管工事、電気工事等）、什器、備品、広告宣伝費等の経費のうち町長が適当と認めるもの及び店舗の賃借料とする。  (２)　前号の店舗の取得、建築工事、改装工事の経費は、店舗の開設に伴うものであり、店舗専用部分に限るものとする。  (３)　店舗の賃借料の対象は、月の賃借料に対して補助するものとし、敷金、仲介手数料等その契約に関する諸費用は、除くものとする。  (４)　店舗の賃借料に対する補助対象期間は、営業を開始した日の属する月から起算して最大３年間とし、会計年度ごとに申請に基づき、補助金を交付する。 | ２分の１以内とする。ただし、店舗移転等に係る賃借料に対する補助金額は、月額賃借料の２分の１以内の額とし、５万円を限度とする。（補助金の額に  １，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。） | １００万円を限度とする。ただし、中心市街地等で起業する場合は２００万円を限度額とする。 |
| 朝日町店舗等魅力アップ事業 | (１)　３０万円以上の店舗等増改築費用（店舗改修、付帯設備）、店舗等の取得費用及び店舗移転等に係る賃借料とする。  (２)　前号の店舗移転等に係る賃借料の対象は、月の賃借料とし、敷金、仲介手数料等その契約に関する諸費用は、除くものとする。  (３)　店舗移転等に係る賃借料に対する補助対象期間は、平成２８年１月１日以降において、店舗移転等した日の属する月、又は平成２８年４月１日のいずれか遅い方から起算して最大３年間とし、会計年度ごとに申請に基づき、補助金を交付する。 | ２分の１以内とする。ただし、店舗移転等に係る  賃借料に対  する補助金額は、月額賃借料の２分の１以内の額とし、５万円を限度とする。（補助金の額に  １，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。） | １００万円を限度とする。 |

（経営指導）

第６条　第３条第１号の補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ朝日町商

工会の経営指導を受けるものとする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、次の表に掲げる提出書類を、町長に

提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 提出書類 |
| 朝日町起業応援事業 | 朝日町起業応援事業開業計画書（様式第１号）  朝日町起業応援事業補助金交付申請書（様式第２号）  事業計画書（様式第３号）  収支予算書（様式第４号）  店舗の賃貸借契約書の写し  工事箇所図その他必要な図面  設計書又は見積書の写し  現況写真  履歴書  経営指導実施証明書  その他町長が必要と認める書類 |
| 朝日町店舗等魅力アップ事業 | 朝日町店舗等魅力アップ事業補助金交付申請書（様式第２号の２）  事業計画書（様式第３号の２）  収支予算書（様式第４号の２）  工事箇所図その他必要な図面  設計書又は見積書の写し  現況写真  その他町長が必要と認める書類 |

（交付条件）

第８条　規則第５条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(１)　補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(２)　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

(３)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。

(４)　その他補助事業の遂行につき必要と認められる事項

（軽微な変更）

第９条　前条第１号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更を除く

ものとする。

　(１)　事業主体を変更すること。

　(２)　事業計画を変更すること。

　(３)　事業費の２０パーセント以上の変更をすること。

　(４)　交付決定額が増額となる変更をすること。

（補助事業の内容の変更）

第１０条　第８条第１号又は第２号の規定により町長の承認を受けようとする者は、

次の表に掲げる書類を、町長に提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 提出書類 |
| 朝日町起業応援事業 | 事業変更計画書（様式第３号）  収支変更予算書（様式第４号）  朝日町起業応援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）  工事箇所図その他必要な図面  設計書又は見積書の写し  現況写真  その他町長が必要と認める書類 |
| 朝日町店舗等魅力アップ事業 | 事業変更計画書（様式第３号の２）  収支変更予算書（様式第４号の２）  朝日町店舗等魅力アップ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号の２）  工事箇所図その他必要な図面  設計書又は見積書の写し  現況写真  その他町長が必要と認める書類 |

（実績報告）

第１１条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業を

　完了した日から３０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、

次の表に掲げる書類を、町長に提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 提出書類 |
| 朝日町起業応援事業 | 事業成績書（様式第３号）  収支精算書（様式第４号）  朝日町起業応援事業実績報告書（様式第６号）  開設届（様式第７号）  請求書及び支払いが確認できるもの（振込依頼票、通帳等）の写し  完成写真  その他町長が必要と認める書類 |
| 朝日町店舗等魅力アップ事業 | 事業成績書（様式第３号の２）  収支精算書（様式第４号の２）  朝日町店舗等魅力アップ事業実績報告書（様式第６号の２）  請求書及び振込みによる支払いが確認できるもの（振込依頼票、通帳等）の写し  完成写真  その他町長が必要と認める書類 |

（補助金の請求）

第１２条　補助金の交付の決定を受けた者は、規則第１３条の規定により補助金の

　額の確定を受けたときは、朝日町起業応援事業補助金請求書（様式第８号）又は

朝日町店舗等魅力アップ事業補助金請求書（様式第８号の２）により、町長に請

求するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　補助金交付後、営業を開始してから２年間を経過する前に廃業した場合

は、補助金の全額を返還するものとする。

（財産の処分の権限）

第１４条　補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大

　蔵省令第１５号）に定める耐用年数が経過する前に、補助事業により取得した財

産を町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交

換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

　（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

（朝日町まちなか起業応援事業補助金交付要綱の廃止）

２　朝日町まちなか起業応援事業補助金交付要綱（平成２５年朝日町告示第６０号）は、廃止する。

　　　附　則(平成３０年告示第２７号)

　この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則(令和元年告示第４７号)

　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則(令和５年告示第１号)

　この告示は、公表の日から施行する。